

年 発 0 8 0 1 第 1 号
平成 3 0 年 8 月 1 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省年金局長
(公 印 省 略)

「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」の公布について

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成30年政令第236号）が本日公布されたので通知する。

本政令の主な内容は下記のとおりであるので、その内容につき御了知いただくとともに、実施に当たっては、貴機構において周知徹底を図り遺漏のないよう取り扱われたい。

記

第1 政令の内容

1 国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）の一部改正

- (1) 国民年金の第1号被保険者が、国民年金法（昭和34年法律第141号）第93条第1項の規定により保険料を前納した後、前納に係る期間の経過前において、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第114号。以下「持続可能性向上法」という。）第1条の規定による改正後の国民年金法第88条の2の規定により前納に係る期間の保険料につきその全部又は一部を納付することを要しないものとされた場合は、その者の請求に基づき、前納した保険料のうち同条の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間（以下「産前産後保険料免除期間」という。）に係るものを還付するものとする。こと。（第9条第1項関係）
- (2) 産前産後保険料免除期間に係る還付額は、国民年金の第1号被保険者が持続可能性向上法第1条の規定による改正後の国民年金法第88条の2の規定に該当するに至った時において産前産後保険料免除期間につき保険料を前納するものとした場合におけるその前納すべき額に相当する額とする。こと。（第9条第2項関係）
- (3) 産前産後保険料免除期間が持続可能性向上法第1条の規定による改正後の国民年金法第5条第1項に規定する保険料納付済期間に算入されることに伴い、国民年金法第94条の3第1項に規定する保険料・拠出金算定対象額に乘じる率（拠出金

按分率)の分母に、産前産後保険料免除期間を追加するものとする。 (第11条の2関係)

(4) その他所要の規定の整備を行うものとする。

2 確定拠出年金法施行令(平成13年政令第248号)の一部改正

産前産後保険料免除期間が持続可能性向上法第1条の規定による改正後の国民年金法第5条第1項に規定する保険料納付済期間に算入されることから、従前どおり、産前産後保険料免除期間を個人型確定拠出年金の掛金拠出可能期間とすること。(第35条関係)

3 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成29年政令第37号)の一部改正

産前産後保険料免除期間が持続可能性向上法第1条の規定による改正後の国民年金法第5条第1項に規定する保険料納付済期間に算入されることに伴い、国民年金法附則第9条の3の2第1項に規定する脱退一時金について、同条第3項に規定する基準月に、産前産後保険料免除期間を追加するものとする。(第20条関係)

第2 施行期日

この政令は、平成31年4月1日から施行するものとする。

年 発 0 8 0 1 第 2 号
平 成 3 0 年 8 月 1 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局長
（ 公 印 省 略 ）

「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」の公布について

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成30年政令第236号）が本日公布されたので通知する。

本政令の主な内容は下記のとおりであるので、その内容につき御了知いただくとともに、貴管内各市町村への周知方よろしく取り計らわれたい。

記

第1 政令の内容

1 国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）の一部改正

- (1) 国民年金の第1号被保険者が、国民年金法（昭和34年法律第141号）第93条第1項の規定により保険料を前納した後、前納に係る期間の経過前において、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成28年法律第114号。以下「持続可能性向上法」という。）第1条の規定による改正後の国民年金法第88条の2の規定により前納に係る期間の保険料につきその全部又は一部を納付することを要しないものとされた場合は、その者の請求に基づき、前納した保険料のうち同条の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間（以下「産前産後保険料免除期間」という。）に係るものを還付するものとする。こと。（第9条第1項関係）
- (2) 産前産後保険料免除期間に係る還付額は、国民年金の第1号被保険者が持続可能性向上法第1条の規定による改正後の国民年金法第88条の2の規定に該当するに至った時において産前産後保険料免除期間につき保険料を前納するものとした場合におけるその前納すべき額に相当する額とする。こと。（第9条第2項関係）
- (3) 産前産後保険料免除期間が持続可能性向上法第1条の規定による改正後の国民年金法第5条第1項に規定する保険料納付済期間に算入されることに伴い、国民年金法第94条の3第1項に規定する保険料・拠出金算定対象額に乗じる率（拠出金按分率）の分母に、産前産後保険料免除期間を追加するものとする。こと。（第11

条の2 関係)

(4) その他所要の規定の整備を行うものとする。

2 確定拠出年金法施行令（平成13年政令第248号）の一部改正

産前産後保険料免除期間が持続可能性向上法第1条の規定による改正後の国民年金法第5条第1項に規定する保険料納付済期間に算入されることから、従前どおり、産前産後保険料免除期間を個人型確定拠出年金の掛金拠出可能期間とすること。（第35条関係）

3 公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成29年政令第37号）の一部改正

産前産後保険料免除期間が持続可能性向上法第1条の規定による改正後の国民年金法第5条第1項に規定する保険料納付済期間に算入されることに伴い、国民年金法附則第9条の3の2第1項に規定する脱退一時金について、同条第3項に規定する基準月に、産前産後保険料免除期間を追加するものとする。（第20条関係）

第2 施行期日

この政令は、平成31年4月1日から施行するものとする。